

ハッ場ダム住民訴訟通信-82

2012年10月5日発行

茨城県が、ハッ場ダムを必要とする根拠はゼロだった。

公開質問書回答に見る「当事者能力の不在」

8月31日、前号に同封いたしました「公開質問書」への回答が出ました。内容は、想定通り質問の核心には触れず、これまでの主張を繰り返す不誠実なものでした。しかし、不誠実な回答故に、「知らないこと(知ろうとしないこと)」「触れられたくないもの」「当事者能力の不在」が、あからさまになりました。そこには人口急減という未曾有の転換期への危機感も、対処する姿勢もまったく見えません。以下、同封の知事回答書を照らし合わせてご覧ください。

茨城県人口の急激な減少＝水需要の急減。だから改訂できない「水のマスタープラン」

これまでも「水のマスタープラン」は、減少を続ける水需要実績に、プランの虚偽が暴かれ、信頼は地に落ちていました。本年4月「茨城県総合計画」は、現行プランの達成年度人口(2020年)297万人を285万人に下方修正、2035年には245～255万人まで減少すると想定しました。最早これ以上“嘘の上塗り”は不可能です。改訂延期の正体はこんなところにあるのでしょうか。

国のダム検証の結果を見極めて改訂するか否かを検討する。という「当事者能力の不在」

将来の水需要を予測して、それに見合う供給量を求め、必要なら水源開発に参画するのが「水需給計画」の当たり前です。しかるに回答は、国の行うダムの検証結果がなければ「水需給計画」が立てられないとしています。「当事者能力の不在」と「水源開発ありきの水行政」を自白したのでしょうか。

破綻した現行マスタープランを長期水需要予測として出した理由＝学識経験者に諮ったから？

これまでも学識経験者に諮ったマスタープランは破綻を重ねてきました。その学識経験者に諮ったものだから、と言って人口の大幅減少で更に破綻したプランが蘇るものではありません。

過剰な水需給計画が更に“水膨れ”しているのを知りながら、長期水需給計画として提出した茨城県、受取った国。これを確信犯というのでしょうか。

水源開発は長期的視野に立って行う。という“官僚民に怯えず”。

水需要の減少。急激で長期に亘る人口減少。だから「長期的視野に立って水源開発から撤退しませんか」と問うたら、「長期的視野に立って決定している」と、コダマが帰ってきました。“官僚民に怯えず”とでも言うのでしょうか。

ハッ場ダムの「洪水削減効果」を知らずして治水負担金を払う“放蕩散財”。

茨城県がハッ場ダムの治水負担金を払うためには、県内の利根川流域で「洪水削減効果」がどれだけあるのか、それが「著しい利益をもたらすのか」が、必須の条件です(河川法63条1項)。ところが「県はそうしたデータは所有していない。だから答えられない」としています。やりた放題やっているのか、ただただ国に追従しているのか。“放蕩行政”を抱えた県民の悲劇です。

利根川河口132km地点(古河市)は60年間破堤ゼロ。知りながら国の虚偽に加担する不誠実。

ハッ場ダム検証の資料では、ハッ場ダムがない場合の利根川・江戸川本川の破堤による洪水想定被害額は、年平均4,820億円としていました。その中には河口から132km地点(古河市)が5年に1度の洪水で破堤する被害も含まれています。しかし昨年(2011年)の11月、塩川議員(衆・共産)の質問主意書に対する政府答弁書は、過去60年間利根川・江戸川本川の破堤はゼロとしています。年平均4,820億円の想定被害額は真っ赤な嘘だったのです。茨城県は当たり前のことですが知っていました。でも「ハッ場ダムは必要」と言います。呆れます。

ハッ場ダム検証検討の場は、関東地整による1都5県への“読み聞かせの場”だった。

八ッ場ダム検証検討の場で「継続が妥当」には同意していないが、事業費の増額、工期延長は困るとしたうえで「八ッ場ダムは必要」と見解を述べたとのこと。元官僚の知事らしいそつのない回答です。で、検討の場とは何をするとところかと問うたところ、関東地整がひたすら資料を読み上げ、都県はおとなしく聴き入っていたという(共同運動の県話し合いの場での質疑)。「官官接待」も許せませんが、“官官読み聞かせ”は論外です。

治水安全度、目標流量の法的根拠は？の問いには黙秘権？。国が怖いのでしょうか。

私たちは八ッ場ダム検証の法的根拠は質問していません。万事そつのない官僚が質問の意味を取り違えるわけがありません。再開した「利根川江戸川有識者会議」では、これをもとに検討しています。とても「法的根拠は無い」とは言えないのでしょうか。

水道料金が低いのも、水源開発を進めるのも、すべて市町村等の水道事業者のせい。

水需要の減少、人口減少に泣く市町村の首長が、これまで何回も「水道供給料金の引き下げ」要望書を提出してきました。しかし本来求めるべき「過剰な契約水量の見直し」を、「供給料金の引き下げ」というオブラートにくるむため、県当局は「市町村が求めるから」と付け込んでいます。首長各位、もう本音を言いませんか。せめて“県当局が怖い”と叫んでください。

マスタープランの策定に市民の参加を、これもハグラカシテくれました。

原子カムラの学者と同じように、河川ムラの学者も県当局にしてみれば“いい仕事”をするのでしょうか。その“いい仕事ぶり”を市民の眼には晒せないのでしょうか。

危機が見えない。見ようとしない行政と議会、そして司法が、危機をつくる。

私たちは八ッ場ダム問題を通じて、行政・立法・司法の三権と向き合ってきました。そこで見たものは、あからさまな「利権の互助」と「当事者能力の不在」です。この構図は昭和の初期とまったく変わりません。当時も三つの権力は曲がりなりにも国民の負託を受けたものでした。その腐敗が国家主義を呼び軍の独裁を招きました。いままた国家主義が三権の腐敗をバネに国民の鬱憤を吸収し、見る見る膨張しています。昭和の失敗を平成で繰り返えそうとしています。

この度の知事宛て「公開質問書」は“たかが水問題”です。そして回答は、みごとにハグラカシテきました。私たちはこれを失敗とは思いません。私たちの期待通り「当事者能力の不在」を自ら明らかにしてくれました。私たちはこれを公開することが目的だったのです。

三権の座にいる権力者各位。権力の「権」はゴンとも読みます。「権大納言」「権妻」「権現様」のゴンです。意味は「仮」です。民主主義社会の権力は、ひとびとの代理としての「仮の権力」であることを自覚してください。主権はひとびとにあります。私たちは八ッ場ダム問題を通して“ゴン”を明らかにしてゆきます。

第8回八ッ場ダムをストップさせる茨城の会「総会」

日時：12月1日(土)午後1時開場、1時30分開会 場所：取手市井野公民館

講演：「仮・八ッ場ダムと国がやろうとしていること」 嶋津暉之(八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)

第8回八ッ場ダム訴訟8周年集会

日時：12月9日(日)午後1時30分 場所：東京水道橋「全水道会館」

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768